

農 村 第 3 2 9 号

平成 2 7 年 8 月 1 8 日

各市町村長 殿  
(グリーン・ツーリズム担当課扱い)

宮城県農林水産部長

体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針に係る当面の運用について (通知)

本県の都市と農山漁村の交流の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、本県の東日本大震災に係る国内外の支援や交流及び震災復興等を踏まえ、農林漁家民泊の受入れを当面の運用として、下記のとおり取扱いますので、適切に対応願います。

記

- 1 「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針について」(平成 15 年 12 月 9 日付けむら推第 203 号通知, 平成 19 年 9 月 21 日付け農村第 315 号通知)(以下、「実施方針」という。)の実施方針 1 及び 2 に定める学校の生徒等に加えて、市町村が受入決定等に関与する農林漁家民泊を希望する者(以下、「民泊希望者」という。)についても受入れができるものとする。
- 2 民泊希望者の受入れにおいて、実施方針の「8 実施組織」及び「10 事故等の対応」にある、「学校長」については、「民泊希望者と協議会との調整に関わる責任者等」と扱うものとする。
- 3 民泊希望者の受入れについては、実施方針 3 から 1 3 (上記 2 の内容以外。)については現行どおり遵守するものとする。
- 4 本取り扱いは、震災復興等に係る当面の運用であるが、今後とも民泊から農林漁家民宿の開業拡大を図るものとする。

担当：農村振興課農村交流対策班

太田, 伊藤

TEL : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 8 6 6

FAX : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 8 9 0

メール : nosonshinnt@pref.miyagi.jp

(参考)

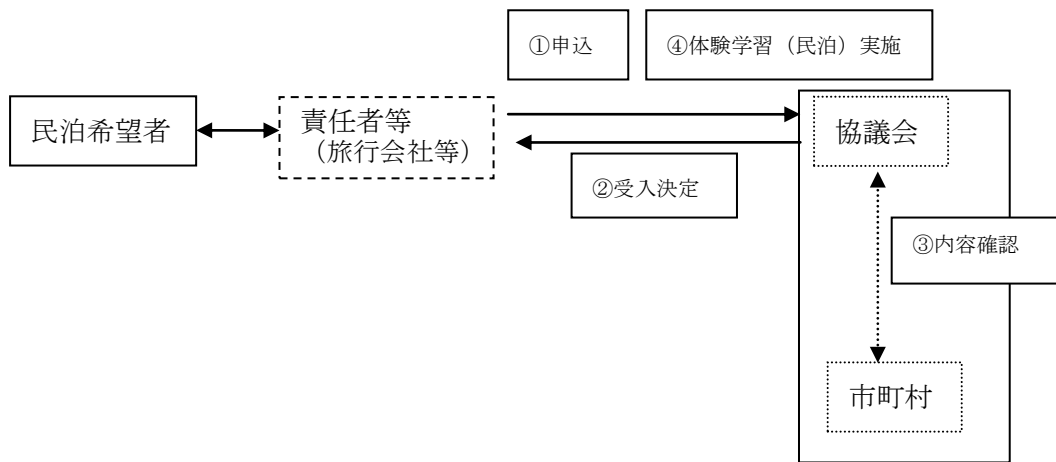
### 市町村の受入決定等への関与について

市町村の受入決定等への関与とは、次のいずれかに該当すること。

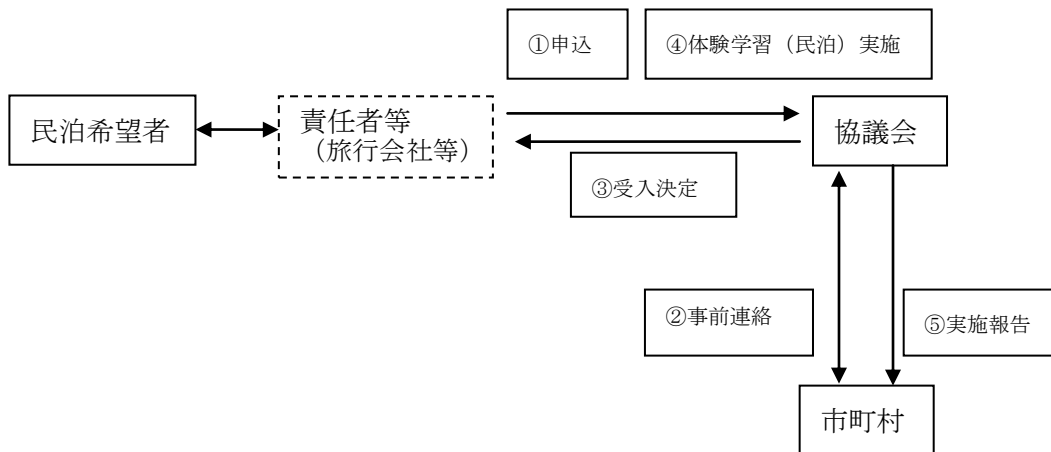
- 1 市町村が農林漁家民泊を円滑に実施するための組織（協議会）の構成員となっていること。
- 2 市町村が教育旅行等の誘致に関与していること。
- 3 農山漁村地域の活性化を目的とした市町村の振興施策等による受入であること。

### 【市町村の関与の方法の例】

〔例①〕市町村が構成員の場合



〔例②〕市町村が構成員でない場合



### ※ 市町村における内容確認の留意事項

- 1 実施内容が実施方針による受入となっていること。
- 2 特に、農林漁業体験の実施内容について、農家等の生活体験としての民泊であることが、民泊希望者及び協議会等に正しく理解されているか確認すること。